

箱根町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取り組み方針～

【平成 26 年 11 月 策定】【平成 30 年 6 月 改定】

1 プログラムの目的

平成 24 年、全国で登下校中の児童・生徒（以下「児童等」という。）が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成 24 年 8 月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関と協議しました。

引き続き、通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、「箱根町通学路交通安全プログラム」を策定し、今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童等が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2 通学路安全推進会議の設置

関係機関等の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置しました。

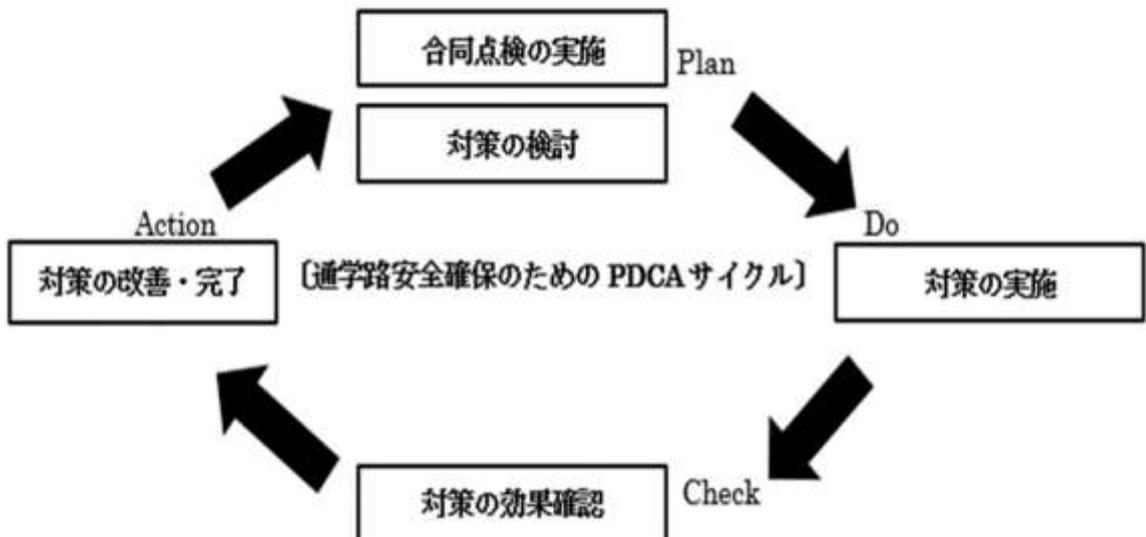
- ・箱根町立小・中学校
- ・神奈川県 県西土木事務所
- ・小田原土木センター 道路維持課
- ・小田原警察署 交通第 1 課
- ・箱根町教育委員会 学校教育課
- ・箱根町 環境整備部 都市整備課
- ・箱根町 総務部 町民課

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の効果確認も行い、対策の改善を図ります。

これらの取組を PDCA サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・ 1年に1回、合同点検を実施します。(※積雪時は緊急合同点検を行うなど、積雪時の危険箇所にも注意するものとします。)
- ・ 点検箇所は各学校からの危険箇所の報告に基づき、優先度を考慮し、決定します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果、何らかの対策が必要となった場合、各関係機関と連携し、効果的な対策を検討します。

(4) 対策の実施

対策が円滑に進むよう、実施する機関と連携を図ります。

(5) 対策の効果確認

対策後、実際に期待した効果が上がっているのか、効果確認を行い、結果を通学路安全推進会議で報告します。

(6) 対策の改善・完了

効果確認し、期待した効果が上がっていなかった場合、再度対策を実施し、改善を図ります。また、効果的な対策をすることができ、対策完了となった箇所も効果が継続されるよう、経過観察を行います。

4 対策結果の公表

各小・中学校の点検結果や対策内容については、町ホームページ上に公表します。